

目 次

1. イギリスでごみ発電急増中

イギリスでは10年前は、ごみ処理は埋立てが約半数あったが、2014年には約28%に減り、焼却が12%から27%に増えた。EU指令で「ごみは埋立てしないように」とのことで、焼却設備を増やしている。かつてヨーロッパでは焼却をあまり行っておらず、日本のプラはヨーロッパに倣って燃やさずリサイクルすることがベターであると考えられてきたが、ヨーロッパの現状は変化している。

2. 大阪市廃止・特別区設置問題にかかわって見えてきたこと（その2）

大阪都構想は否決されたにも拘わらず、成長戦略や都市計画などの広域行政を大阪市から大阪府に一元化する条例案を2月開会の府市両議会に提出することが決まった。これに対して、「大阪・市民交流会（広場）」が住民監査請求を行った。この条例案が可決されるか秘決されるかが注目される。

3. 加藤さんのコラム 74歳のおかしな健康法

医食同源、私たちの身体は食べたものでできていると言われます。食べたものが原因となって、湿疹や皮膚病の症状が出ることもあるそうです。ご自身が身をもって体感してわかったことをお伝えします。

4. 大阪府内における魚アラ「排出者負担制度」実施後の状況

「排出者負担制度」は、従来、大阪府と市町村が負担してきた魚アラ処分料金を排出者に負担させる制度で、2019年（平成31年）4月から実施されたが、その後、府内の魚アラ排出事業者は小島養殖と委託契約を結んだのか、また、協議会は解散への手続きが進んでいるが、新しい組織は設置されたのか、その後の状況をレポートする。

イギリスでゴミ発電急増中

タイトルにしたように最近イギリスにおけるゴミ焼却場建設が急に多くなっている模様で、燃やすことにあまり積極的ではなかったイギリスを含め EU がなぜ方向転換とも思える方向に進んでいるのかその理由を探ってみた。

【日本の世界一】

皆さんは世界一の焼却炉メーカーが日本にあることをご存じだろうか。最近イギリスで10件余りの受注実績があり、2017年にはイスタンブールで3000t/日の施設を、昨年モスクワ向けの4件目を、直近昨年末にはドバイから1200億円規模の焼却発電工場を伊藤忠と共に受注し株価が急騰した会社がある。それは日立造船(株)である。同社は1965年スイス イノバ社(旧社名フォンロール社)と技術提携して焼却発電施設を大阪に初めて作った。2010年イノバ社に危機があつて子会社とした経緯があり今ではこちらが本家となっている。子会社日立造船イノバ(Hitachi Zosen Inova AG。)が欧州、中東、米国、オーストラリアを、日立造船本体(国内子会社SNT社含む)は東アジア、ベトナム、マレーシア、タイ、インドなどの東南アジア、南アジアで展開している。両社の実績を合わせると458件(2013/10時点)のゴミ焼却発電施設の実績があり、世界においてトップメーカーである。

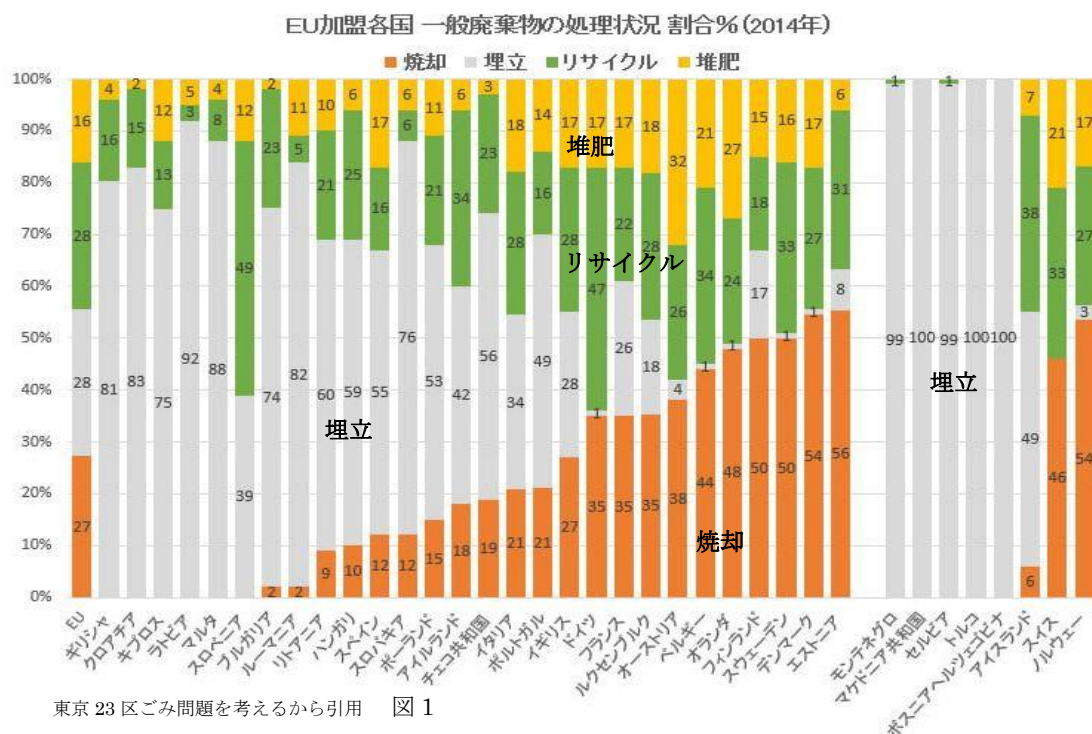
【欧州連合(EU)の指令】

EUをまとめているシステムについて、昨年1月離脱してしまったがイギリスもEU(欧州連合)の一員であった。EUには欧州理事会、閣僚理事会、欧州議会、欧州委員会がある。首相レベル、大臣レベル、市民代表レベル、出身国政府から独立した委員などで構成されている。そこで決まったことを各国が持ち帰り自分の国の法律に盛り込むのである。

このようにEUでは廃棄物処理に関する指令が欧州委員会から加盟国に向けて出されると、加盟国はこれを受けて国内法を批准しなければならない。

【EU諸国ゴミ処理状況に大きな差】

図1のようにスイス・ドイツ・ベルギー・オランダ・スウェーデン・デンマークなどは、焼却やリサイクルが進んでいて埋め立てはほぼゼロである。ドイツ・フランス・スイスなどはゴミ焼却発電施設の



普及率が高いらしい。トルコ・ボスニアヘルツェゴビナなどはほぼ 100%埋め立て処理である。EU 全体をみても埋め立てを主流にしている国が過半である。このように国により処理方法が大きく違っている。まるで日本の 50 年前と現在が混在しているような感がある。イギリスも図 2 のとおりご多分に漏れず 2011 年頃までは主として埋め立て処理をしてきた。2011 年⇒2014 年の変化をみると焼却処理が 12%⇒27%に急増し、埋め立ては 49%⇒28%に急減している。

【受注急増の理由】

ごみに関しては埋め立てしないように E U 指令が出されている。

E U 指令で、1995 年と比較して 2016 年には 65%減らすこと。つまり埋立て量を 35%以下にしなければならなくなった。4 年の猶予期間があり。2020 年

が期限である。このような背景があり、減量化を進めるためイギリスやポーランドなど埋立て主流の国では大慌てで焼却場を整備している。これが大型の焼却場契約が続出している要因と思われる。

これには日立造船をはじめ日本のメーカー(J F E、日鉄、タクマ、神鋼など)が進出している模様で、日立造船は最近イギリスで 12 プラント受注、10 プラント程が稼働しているようだ。

余談であるが J F E、日鉄、もドイツの大手の会社を傘下にしており日本の大手三社は世界の大手六社のうち三社を傘下に入れている。

【運営形態について】

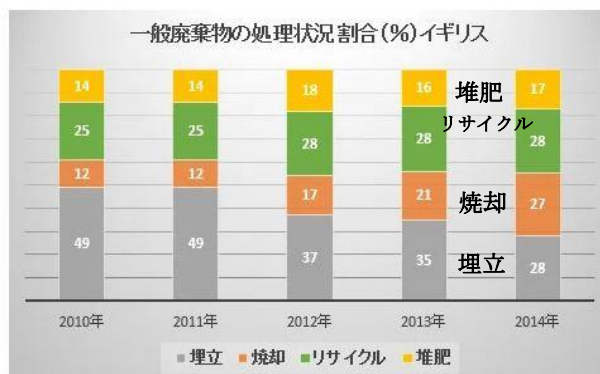
ヨーロッパのごみ処理は大部分が民間事業者のようである。イギリスでは廃棄物を専用の貨物列車で遠く離れた当該自治体管轄外の地域にまで運び焼却を行っている例がある。西ロンドン地区の廃棄物を英国西部へと約 160km 運んだり、Liverpool 地区の廃棄物を英国北東部へ同じく 160km 程度運び焼却を行っている。廃棄物受け入れ側の自治体にとって、建設工事や長期に及ぶ廃棄物処理事業は、地場での雇用創出につながるためメリットがあるとして、事業参加者の便益や経済性が成り立つのであればこのような自治体行政区を横断する事業も推進されている。日本の様に自治体単位で施設を作っていないので大型化が容易に進み発電の効率も高くごみ燃料の発電所ととらえられているようである。

【廃プラの処理に関して】

中国(香港含む)が 2017 年に突然廃プラの輸入を停止した。マレーシア、ベトナム、トルコ、インドなどに振り向けられているが中国に依存していた分の半分はヨーロッパ各国に滞留していると思われる。滞留プラはごみ焼却場で処理されているかについては今のところ焼却場の発電量が増大したデータはないとのことで処理されていないとされている。

以上の様にイギリスは埋め立てをやめごみ発電大国になりつつあることがわかった。ヨーロッパの官僚たちは焼却処理を好まないようであるが目前にそうは言えない状況が来ているのである。日本はヨーロッパに付度して焼却を推進していないようだがガラリと変わる事が考えられる。埋め立てによる環境汚染より日本の燃やす技術が実質的に広まればごみは燃料として燃やすことが安価で安全なことの理解が内外共に進むだろう。

イギリス



東京 23 区ごみ問題を考えるから引用 図 2

(ロイター、JETRO、goo blog 東京 23 区のごみ問題を考える、日立造船、日本貿易会会報の各 HP を参考にしました。)

(記 吉田義晴)

大阪市廃止・特別区設置問題に関わって見えてきたこと（その 2）

はじめに

松井市長と吉村知事は住民投票で負けたにも拘わらず、まだ大阪市の権限とお金を大阪府に与えたくて、2 月議会に簡易版の権限とお金を委譲する条例案を出しています。こんな理不尽なこと！が法的に許されるのか？を大阪市副首都推進局に尋ねると、地方自治法 252 条の 2 に依拠しているとのことでした。これを読むと、知事と市長が“よいこと”と思い議会が承認すれば、条例を作ることはできるという趣旨のことが書いていました。結局、住民投票の時と同じく公明の動向がキーになるので、市民団体の「大阪・市民交流会（広場）」では、この条例が不当なモノというチラシ 10 万枚をポスティングするという頭の下がる活動を続けています。

非大阪市民の私は他にできることを探していたら住民監査制度を利用して一矢を報えることに気付きました。この制度は大阪市民でないと利用できないので、（広場）で大阪市民を募ると 6 名の賛同者が現れました。以前川西市のごみ問題で住民監査制度を利用してポイントを上げた経験があるので文案は私が作り 1 月 26 日に大阪市に提出することができました。ここではその概要を報告します。

1. 住民監査とは？

この制度は大阪市の公金を不当に支出した事実を“知った”時から 1 年以内のネタしか訴えることができないと思っていました。ところが事務局職員によると“知った”時でなく“あった”時ですと言われてしまいました。でも新聞を見るだけの普通の市民は“あった”時など“知ることはできない”のでは？と反論すると、この制度を使う市民ならその程度の調査能力を持っていて当然という前提で作られているから監査委員は却下するでしょうと言われてしまいました。

そこで、大阪市が嘉悦学園に作成を依頼したときの契約金額の 1000 万円は不当という訴えは引っ込め、1 年以内に支払われた「説明パンフ」の作成費用だけを訴えることにしました。この中に 1000 万円を使って作成した事柄が書かれているからです。

「説明パンフ」は 44 頁ありますが、全体が維新に有利なことだけしか書いていないと識者等から批判されていたので、「全体の内容が不適切」だから説明パンフの作成配布費約 1.1 億円を返せと訴えたくくなります。実際その趣旨で訴えた市民がいたのですが、予想通り「必ずしも全部が不適切とは言えない」と棄却されていました。それで、私は「ウソ」とははっきり言える 2 点だけに絞り、「ウソを書いてはいけない」のに、書いて市民を欺いたからその分のお金を返せと訴えることにしました。



りんくうタワーゲートビル

2. 住民監査の内容



ワールドトレードセンタービル

一つ目は大阪府建設の「りんくうゲートタワービル」と大阪市建設の「ワールドトレードセンタービル」の2ビルは、2重行政の代表事例というウソを書いたことです。法定協議会ではこの2ビルは2重行政の一つと配置づけておらず、松井市長の個人的見解に過ぎないのです。

二つ目は、1000 万円で嘉悦学園に書いてもらった「4 特別区にすると年間 1141 億円節約できる。」というウソです。経済に関する専門知識を多用した報告書なので、非専門家には白黒付けがたいのですが、自民党の川嶋市議は専門知識がわからなくても「黒」とわかるウソが二つも書かれていることを発見したのです！。彼はこのことを 28 頁の論考にして法定協議会に提出していました。それを読み込むと中学生レベルの数学的基礎知識があれば見つけられるウソでした。

嘉悦学園は総務省が発行している全自治体の平成 28 年度「決算額」を用いて計算しているのですが、大阪市分だけは「予算額」を用いるというごまかしをしていたのです！大阪市の予算額は 6615 億円、決算額は 6108 億円だから、差額の 634 億円もサバを読んでいるのです。

第二は、大阪府へ委譲される 1079 億円を委譲されず特別区のお金になるというごまかしをしていたのです。

川嶋市議は、嘉悦学園はこの二つのごまかしをすることで 1141 億円節約できると計算しているが、正しく計算すると逆に 445 億円の持ち出しになることを見つけたのです！

3. 松井市長の言い訳

川嶋市議は専門的な「U字曲線理論」を批判するだけでは、市民に伝わらないと思ったので、中学生レベルの学力なら見抜けるごまかしを指摘したのです。それに対し松井市長は

「川嶋市議は改ざんをしている」と言い、悪のりした嘉悦学園の真鍋教授は“フェア”でない”と川嶋市議の名誉を毀損しました。マスコミ記者も川嶋市議の論考を読み込まず、ウソを書いたことや川嶋市議の名誉を毀損したという重要なことは書かなかったため、一般市民にはよくわからない論争に映ってしまいました。

4. 取り戻せる金額をいくらにするか？

ただこの二つのウソは 44 頁の「説明パンフ」の 2 頁だけにしか書かれていないので、「返せ」という金額は 150 万円の作成費の一部にしました。作成費と配布費の合計は 1.1 億円ですが、配布費はページ数に因らないからダメと言われると思ったからです。ただ負けた先達は全戸に謝罪文を配ることと、その費用を松井市長とパンフ作成責任者の手向副首都推進局長に払わせることを求めているのでこの智恵を借りることにしました。このお金は数千万円だから大きいのです。

(記 森住明弘)

74歳のおかしな健康法

加藤 昌彦

森住先生にこの間、お会いした。昔と変わらず、とてもお元気。小さい時からの生活習慣の賜物のように思われた。

それに対して、私は小さい時から甘い物が好きで、おまけに大食漢。この食習慣を改善するのに、明日にもお迎えが来るというのに、今だに涙ぐましい努力をしてきました。森住先生より私の方が少し若いのに、私はすでに杖をつき、どちらが歳いきだかわからない。

私の85歳の先輩は「いまだにお菓子をやめられない」と話してくれる。神ならぬ身、諦めが半分の今日この頃。よって今回もまた、私の涙ぐましい格闘の物語。

私は中学生のとき、湿疹ができ、病院に行って薬をもらいました。それから15年ほど皮膚科に通いました。30歳を超えたところに。通いなお医者さんに、「どうしたら治るでしょうか」と聞きましたら、「仕事を辞められたら・・・」との返事。この時、遅いのですが、お医者さんはよく治せないのだなあ、とようやく気がついたのです。

ある時、先輩が職場に来て、喫茶店で話すことに。昼になったので、「食事はいかがですか？」と聞くと、「もう一杯コーヒー」との返事。それで「どうしてですか？」と聞くと、なんでも先輩、黄疸が出て、お医者さんに、「死ぬか、断食するか、どちらか取りなさい」とのご宣託を受けた。もちろん、断食を取って体重80kgを50kgとし、見事に生還されたとのこと。それを聞いて以来、面白い世界があるなあと、健康についての本を読み始めました。

読んだ健康本の内容はすべて、医食同源の世界で、食べる中身と量が康を決める、と書かれていました。そう言えば、皮膚科のお医者さん、何軒も行きましたが、どんなものをどれだけ食べますか？という質問を受けたことはありません。そのことは皮膚病では決定的なことなのに、聞かれたことはありません。日本の病院で食事指導するところは、どのくらいあるのでしょうか。

おしりに皮膚病が出た時があります。その時はチョコレートをよく食べていた時です。健康本で精白糖が悪い、ということが書かれた本を読んで、それで食べるのを止めると、ピタッと治りました。健康法、自分で考えて自分で治した最初です。

また、手の指の先ちょ、第一関節部分に湿疹が10個、つまり指全部にできたことがあります。電話相談していて、気がついたのですが、その時はピーナッツをよく食べていたのです。その時も、食べるのを止めるとピタッと治りました。

これは余談ですが、私は石鹸を何十年も使っていません。皮膚科のお医者さんが、刺激が強いのでは使わないように、との指示をされて以来です。ある時、テレビでスカンジナビア半島のサーミという先住民族の方の家にいった日本人が、顔を洗おうとして止められたらしいです。極寒の地なので、洗うと表面の油脂部分がなくなり、物凄い結果になるらしいです。所は変われど、日本でも折角つくった皮膚の防衛線を石鹸でだめにしているのではないかと、思うのです。黒皮症という化粧をしすぎて、皮膚を大きく損傷した症状がありますが、・・あとは言葉になりません。ということで、日本の医療のもう一つの世界に深入りしはじめます。あとは次回へ

大阪府内における魚アラ「排出者負担制度」実施後の状況

当会、会報（2018 年度 No1. No2. No3）において大阪府魚腸骨処理対策協議会（以下協議会）「排出者負担制度」の疑問点等を指摘し、この制度がいかにか実態と乖離したものであるかを報告してきました。全市町村担当者を総動員して実施された「排出者負担制度」の現状の実施状況を報告します。

1. 制度に実施に伴う契約について

この制度の目玉契約は、排出事業者（スーパー等）と魚アラ搬入先である小島養殖漁業生産組合（以下小島養殖）との処分委託契約です。

魚あらの排出事業者は、これまでの収集運搬業者との収集運搬委託契約に加えて、府内で唯一、食品リサイクル法に基づく国の登録を受けた小島養殖漁業生産組合との委託契約を平成 31 年 3 月までに締結いただく必要があります。（大阪府魚腸骨処理対策協議会作成配布リーフレットより）

協議会事務局の大阪府環境農林水産部資源循環課（以下資源循環課）は、この重要事項の説明と協力を大手排出者へ行いました。行政文書公開請求によって、説明に赴いた日時、氏名、排出事業者名を入手した所、出張回数 34 回（2018 年 4 月 18 日～2018 年 6 月 26 日）各 1 名で実施していました。

処分料金設定の考え方

・現施設更新（H24.5 竣工）は、総事業費 20.03 億円（国庫 1/2、自己資金 1/2）で実施され、自己負担分の借入金返済（約 6,000 万円）が毎年行われている。・次期更新費（減価償却費相当約 7,000 万円/年）をプールしていく必要がある。（協議会資料より）

民間工場である小島養殖の借金を排出事業者に肩代わりさせようとしていたのです。

2021 年 1 月現在。資源循環課が主導した委託契約は 1 件も締結されていません。

府民の税金を小島養殖の赤字補填に充当してきた「協議会と小島養殖との処理委託契約」を廃止するための「排出者負担制度」は当然のことのように破綻していますが、協議会事務局資源循環課は知らぬ顔を決め込んでいます。

2. 再生利用個別指定制度

再生利用指定制度については、会報 2014No. 2（代表理事、森住記）で詳しく報告していますので是非読んでください。

魚あらの府内処理の限定について

・市町村は、魚あらを府内で確実に処理するために、以下の 2 条件を満たす必要がある。

① 排出事業者（廃棄物処理法第 6 条の 2 項関係）

各市町村の一般廃棄物処理計画（基本計画又は実施計画）で魚あらの府内処理を明記する。

② 収集運搬事業者関係（廃棄物処理法第 7 条関係）

収集運搬に関する規則等により、具体的な許可・指定条件を明記する。

（修正案（例）「食品リサイクル法に基づき国の登録を受けた府内の再生利用事業者へ搬入」

「府内唯一の再生利用事業者である小島養殖漁業生産組合へ搬入」

（事務局が府内市町村へ配布した資料より）

上記資料は府内で定期的に実施される市町村のブロック会議で配布されました。再生利用個別指定制度における指定品目は魚アラに限った物ではありません。当会法人会員の植田油脂株式会社も「天かす」の指定を受けています。また、木材チップも指定品目となってくるなど今後のリサイクル推進には有用

な制度なのです。府内 43 市町村では、当会今井さんの尽力により、ほぼ再生利用指定制度の規則が制定されてきましたが、協議会事務局は法の趣旨を逸脱し市町村に無理難題を押し付けているのです。再生利用指定制度は以下の法的根拠で規則が制定されています。

・**廃棄物処理法第 4 章雑則第 20 条の 2**

4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

・**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号**

再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業とし行う者であって**市町村長の指定を受けた者**。

魚アラの収集運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号と各市町村一般廃棄物再生利用（輸送）業の規則に基づいて交付されています。（豊中市、茨木市を除く）

資源循環課の規則実施状況アンケートに対して毅然とした回答を行っているのが**堺市**です。

・**対象品目や処分先を明示する表現は処理計画上好ましくない。**と文書回答しています。

堺市一般廃棄物処理実施計画（令和 2 年度）

3. 収集・運搬計画

（2）市が行う以外のごみの収集・運搬 事業系ごみについて、排出事業者の減量化・リサイクル意識の高揚と自己処理責任の明確化を図り、排出事業者の多様な要請に対応していくため、事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度 による収集運搬を基本とし、既存の収集運搬体制を確保する。なお、一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する方針は、次に掲げる方針に定める。

・**堺市一般廃棄物再生利用業の指定に関する方針**

しかし、現在多くの市町村は資源循環課の示した内容を取り入れており事務局の意向に従っています。

3. 大阪府内における魚あらの処理実態調査実施

協議会は令和 2 年年 7 月「大阪府内における魚あらの処理実態調査」を株式会社エム・アールビジネスに業務委託しました。府内排出事業者への聞き取り項目は以下のようになっています。

- ・魚あらの年間排出量
- ・魚あらの処理方法の決定について
- ・魚あらの扱い（有価物、廃棄物）
- ・処分方法（再生利用、焼却、その他）
- ・処分先
- ・処理料金
- ・収集運搬業者との契約の有無
- ・処分先との契約の有無

協議会総会で決定した今後のスケジュールには入っていない調査です。「排出者負担制度」が機能不全となった状況下で府民の税金の無駄遣いと言わざるを得ません。



旬の魚 寒ブリ

○小島養殖漁業生産組合は 2020 年 7 月 3 日に「小島サステナブルフィッシャリーズ株式会社」として株式会社化しました。また、2019 年 5 月に株式会社エコプランニングに営業業務と収集業務を委託。同社は大阪市、堺市、東大阪市など 13 市町村の魚あら指定許可を所得しています。協議会とは全く関係性のない民間魚粉製造会社になりました。協議会は排出者負担の定着化の見通しが立った時点で解散（併せて繰越金を清算）した後、新たな組織「連絡会議（仮称）」の設置を予定していましたが、今後の見通しは全く不透明なままとなっています。（記 杉本照夫）